

# 土地区画整理事業 町名地番変更に伴う住所変更等手続き

土地区画整理事業の実施に伴う町名地番の変更により、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わります。区画整理地区内にお住いの方や事務所等を設置している事業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。町名地番変更に伴う主な手続きは次のとおりです。

**各手続きは、町名地番変更実施日以降に行ってください。**

## 1 住所変更手続きが必要なもの

この手続きは、町名地番変更実施日以降、皆様ご自身で手続きが必要となる主なものです。

これら以外にも、勤務先等への届出あるいは許可、認可、免許などで住所変更の届出を要するものは、所定の手続きをお願いします。

これらの手続きに際しては、次の「**新旧の住所を確認できる書類**」①～③のいずれかが必要です。

### 新旧の住所を確認できる書類

#### ①町名地番変更通知書

この変更通知書は、「②町名地番変更証明書」と同様に町名地番の変更を証明する書類です。

町名地番変更実施日時点での住民登録の内容に基づいて、仙台市区画整理課から変更地区内に住民登録されている皆様、もしくは、仙台駅東第二開発事務所からお送りした照会文書にご回答いただいた事業者の皆様に、平成 27 年 9 月 24 日(木)以降、準備が整い次第お送りします。

#### ②町名地番変更証明書

町名地番変更実施に伴う町名地番の変更を証明するものです。申請は、平成 27 年 9 月 24 日(木)以降、仙台市区画整理課(市役所本庁舎7階)の窓口、または、申請書の用紙を仙台市ホームページの「申請書・届出書様式のダウンロードサービス <http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/tyoumei.html>」からダウンロードして郵送(郵送先:〒980-8671(住所記入不要)仙台市区画整理課)で行うことができます。(証明手数料無料)

《申請に必要なもの》

○窓口で申請の場合	(1)必要事項を記入した申請書 (2)申請者の身分証明書(運転免許証等)
○郵送で申請の場合	(1)必要事項を記入した申請書 (2)申請者の身分証明書(運転免許証等)の写し (3)送付先を記入して切手を貼った返信用封筒

#### ③住民票の写し(「住所の履歴」が記載されたもの)

各区役所戸籍住民課・各総合支所税務住民課・仙台駅前サービスセンター・証明発行センターで町名地番変更実施日以降、交付請求できます。(1通 300円)  
※市内 16カ所に設置してある証明書自動交付機では、「住所の履歴」のある住民票は発行できませんのでご注意ください。

項 目	届出・問合せ先	新旧の住所を確認できる書類のほかに必要な書類等	備 考
土地建物の登記簿 (所有者の住所変更)  ※表題部(土地建物の表示)の手続きは不要です(4ページ参照)。	仙台法務局 TEL022-225-5767 (不動産登記部門) ※登記手続の相談は予約が必要です。	○登記申請書 ○印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の住所が変更通知書等と異なる場合には、住所の変遷が分かる書類が必要になります。	届出の期限はありません。所有権移転の登記を行う際、同時に行ってもかまいません。 <u>なお、換地処分の登記が完了するまで登記事務は停止(土地区画整理法第107条第3項)されますのでご留意願います。</u>
商業・法人登記 (法人の所在地、代表者等の住所変更)	仙台法務局 TEL022-225-5748 (法人登記部門) ※登記手続の相談は予約が必要です。	○登記申請書 ○届出印鑑 ○委任状(代理申請の場合) ※登記簿の住所が変更通知書等と異なる場合には、住所の変遷が分かる書類が必要になります。	町名地番変更実施日以降、本店は2週間以内、支店は3週間以内に届出を行ってください。
<b>【県税】法人県民税 事業税</b> (本店・支店の所在地・代表者等の変更手続き)	各県税事務所 仙台北県税務所 TEL022-275-9119 仙台中央県税事務所 TEL022-715-0622 仙台南県税事務所 TEL022-248-2961	○法人設立等届出書 ○登記事項証明書(写)	町名地番変更実施日から1カ月以内に届出を行ってください。
<b>【市税】法人市民税</b> (本店・支店の所在地・代表者等の変更手続き)	仙台市財政局税務部 市民税企画課 TEL022-214-1102	○法人設立等届出書 ○登記事項証明書(写)	町名地番変更実施日から30日以内に届出を行ってください。
自動車の所有者及び使用者	東北運輸局宮城運輸支局 TEL050-5540-2011	○自動車検査証 ○使用者印(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印) ○所有者印(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印)	運輸業、タクシー等の営業車輛については、町名地番変更実施日以降、速やかに手続きを行ってください。
軽自動車の所有者及び使用者	軽自動車検査協会宮城主管事務所 TEL050-3816-1830	○代理申請の場合に必要な書類 ・自動車:「委任状」 ・軽自動車:「申請依頼書」 ※法人所有の車輛の場合、所在地変更の手続きが完了した商業法人登記簿が必要になります。	
自動車運転免許証	運転免許センター TEL022-373-3601 または所轄の警察署	○運転免許証	

<ご注意ください>各項目の手続きに際しては、上記書類のほかに「新旧の住所を確認できる書類」(1ページ参照)が必要です。

項目	届出・問合せ先	新旧の住所を確認できる書類のほかに必要な書類等	備考
国民年金・厚生年金を受給されている方	日本年金機構 仙台北年金事務所 Tel022-224-0891 仙台東年金事務所 Tel022-257-6111 仙台南年金事務所 Tel022-246-5111 街角の年金相談センター仙台 Tel022-262-5527	○年金受給権者住所・支払機関変更届 ※日本年金機構に住民票コードが登録されている方の届出は原則不要です。ただし、毎年、年金事務所に現況届を提出されている方は「年金受給権者住所・支払機関変更届」の提出が必要です。	届出書は年金事務所、街角の年金相談センターに提出してください。 来所される場合は、運転免許証やパスポートなどの本人確認ができるものが必要です。 国民年金の届出書は、年金事務所、街角の年金相談センターのほか、区役所保険年金課にもあります。
社会保険・厚生年金に加入している方及び国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)	勤務先の社会保険担当部署	勤務先の社会保険担当部署にお問い合わせください。	
共済年金を受給されている方	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。	
障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方	お住まいの区の区役所障害高齢課	○お手持ちの障害者手帳 ○印鑑	区役所にお寄りの際に手帳をお持ちいただければ、手帳記載の住所の変更ができます。 申請書は障害高齢課窓口にあります。
在留カード等をお持ちの方	お住まいの区の区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課	○在留カード等	
住民基本台帳カード(写真付のみ)をお持ちの方	お住まいの区の区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課	○住民基本台帳カード	
預貯金通帳・生命保険(簡易保険を含む)・損害保険・株式等の名義人	各銀行・保険会社・証券会社など	各機関にお問い合わせください。	
携帯電話・スマートフォン・PHS等	各通信会社	各通信会社にお問い合わせください。	

<ご注意ください>各項目の手続きに際しては、上記書類のほかに「新旧の住所を確認できる書類」(1ページ参照)が必要です。

## 2 住所変更手続きが不要なもの(市役所等が書き換えるもの)

項目	備考
住民基本台帳(住民票の写し) 印鑑登録原票(印鑑登録証明書)	区役所で書き換えます。
戸籍簿(戸籍全部(個人)事項証明書)	区役所で書き換えます(該当する方のみ)。実施日以降、本籍変更のお知らせをお送りします。
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	新住所の被保険者証を区役所よりお送りします。
介護保険被保険者証	新住所の被保険者証を区役所よりお送りします。
国民年金被保険者名簿(年金未受給の方)	手続きは不要です(ただし、国民年金第3号被保険者は配偶者の勤務先に届出が必要です)。
敬老乗車証	手続きは不要です。

項 目	備 考
子ども医療費助成受給者証 心身障害者医療費助成受給者証 母子・父子家庭医療費助成受給者証	手続きは不要です。 各受給者証の住所欄を新住所に書き換えたい方は、お住まいの区の区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課または秋保総合支所保健福祉課へご相談ください。
土地建物の登記簿(表題部)	表題部(土地・建物の表示)について仙台法務局で書き換えます(ただし、所有者の住所変更の手続きは必要ですので、2ページを参照のうえ手続きをお願いします)。
国税(所得税、消費税、法人税等)	手続きは不要です。 国税に関する住所変更は、納税地の所轄税務署で行います。
市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	手続きは不要です。 市税に関する住所変更は、市役所で行います(ただし、法人市民税に係る届出は必要ですので、2ページを参照のうえ手続きをお願いします)。
上下水道・市ガス・電気使用者 NHK放送受信契約者 郵便局(郵便物関係)	市役所が各機関に通知します。別途手続きが必要な場合は、各機関からご連絡いたします。 なお、郵便局取扱いの郵便物は、住所変更後約1年間は変更前の住所が書かれた郵便物でも配達されます。
固定電話(NTT)使用者	市役所が事業者へ通知します。 なお、しばらく経っても変更にならない場合は、局番なしの「116」へお問い合わせ・お申し込みください。電話帳掲載の住所については、次回発行に間に合わない場合があります。 また、NTT以外の回線を使用されている場合は、契約されている通信会社へお問い合わせください。
パスポートをお持ちの方	手続きは不要です。 お持ちの方が所持人記入欄の住所に二重線を引いて、町名地番変更後の住所に訂正してください。
食品営業関係(飲食店営業等)、理美容所、クリーニング営業、興業場、旅館業、公衆浴場、温泉、簡易給水施設等、小規模簡易給水施設、遊泳用プール、特定建築物(ビル管)、墓地・納骨堂営業許可等	手続きは不要です。 有効期限までそのままお使いいただけます。 ただし、町名地番変更後の住所での営業証明が必要な場合は、施設の所在する区の区役所衛生課へお問い合わせください。
薬局、医薬品店舗販売業、薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、高度管理医療機器販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、病院、診療所、施術所、衛生検査所	手続きは不要です。 許可証(登録票)をお持ちの場合は、有効期限までそのままお使いいただけます。 ただし、町名地番変更後の住所での許可証(登録票)が必要な場合については、書換え申請(有料)が必要になります。詳しくは、市役所健康福祉局健康安全課(Tel.022-214-8052)へお問い合わせください。

### ■市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所	Tel.022-261-1111(代)	太白区役所	Tel.022-247-1111(代)
青葉区役所	Tel.022-225-7211(代)	泉区役所	Tel.022-372-3111(代)
宮城野区役所	Tel.022-291-2111(代)	宮城総合支所	Tel.022-392-2111(代)
若林区役所	Tel.022-282-1111(代)	秋保総合支所	Tel.022-399-2111(代)
仙台市都市整備局区画整理課	Tel.022-214-8309	町名地番変更証明に関すること	
仙台駅東第二開発事務所	Tel.022-791-8010	上記以外の施行地区内区画整理業務に関すること	

### ■仙台市ホームページ

[パソコン用]	<a href="http://www.city.sendai.jp/">http://www.city.sendai.jp/</a>
[携帯電話用]	<a href="http://www.city.sendai.jp/m/">http://www.city.sendai.jp/m/</a>